

# 長崎県国民健康保険団体連合会 行動計画

本会職員が仕事と子育てを両立させるとともに、すべての職員が能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むための行動計画を次のように定める。

1) 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

2) 計画内容

目標1：妊娠期から育児期までの子育てなどに関連する各種休暇制度について、全体に周知し取得を促進する。

<対策>

- 令和6年4月～ 各種休暇制度に関する周知文書を作成する。
  - 令和6年7月～ 周知文書を事業所内グループウェアの掲示板やファイル管理機能などに掲載し、情報共有を図る。
- ※令和7年度以降、前年度の周知文書・周知方法等の評価・分析により、適宜見直しを行い、引き続き情報共有を図る。

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…取得率を10%以上にする

女性職員…取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和6年4月～ 資料配布など直接的な取得推進を行う。  
特に対象職員には、随時制度の説明を行う。
  - 令和6年4月～ 育児休業取得者が発生した部署においては、代替職員等の配置を行う。
- ※令和7年度以降、引き続き取得促進を図り、出産・育児に関わる職員が取得しやすい職場環境を構築していく。

目標 3：時間外・休日労働の削減に向けて取り組む。

<対策>

- 令和6年4月～ 対前年同月の時間外労働の比較、増減要因の分析（※毎月）
  - 令和6年4月～ 各課の業務スケジュール等を考慮したノー残業デーを設定
  - 令和6年4月～ 業務プロセスのデジタル化により、業務の効率化を図るため、業務改革・デジタル改革担当職員を配置
  - 令和6年9月～ RPA の導入により業務効率化を図る。
- ※令和7年度以降、業務改革・デジタル改革担当職員を中心に、一層の取組を推進する。

目標 4：各種有給休暇の取得促進に向けて取り組む。

<対策>

- 令和6年4月～ 事業所内グループウェアの掲示板にて取得促進の掲示を行う。
  - 令和6年6月～ 夏季休暇の開始周知、取得予定表の配布及び作成依頼
  - 令和6年9月～ 取得状況の確認、未取得者等に対するヒアリング実施
- ※令和7年度以降、引き続き取得促進に取り組む。
- なお、前年度の取得状況より未取得者に対しては、その理由等のヒアリングを実施し、当該年度の取得を勧奨する。